

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：青森県（病院局）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	62.0% (医師 85.0%、医師以外 99.4%)
任期の定めのない常勤職員以外の職員	53.0% (医師 99.7%、医師以外 77.2%)
全職員	53.1% (医師 75.3%、医師以外 84.1%)

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	52.4% (医師 - ※1、医師以外 85.8%)
本庁課長相当職	61.7% (医師 94.8%、医師以外 96.0%)
本庁課長補佐相当職	60.2% (医師 83.0%、医師以外 99.4%)
本庁係長相当職	108.3% (医師 - ※2、医師以外 108.3%)

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	55.0% (医師 - ※3、医師以外 88.6%)
31～35年	63.0% (医師 92.6%、医師以外 93.9%)
26～30年	59.6% (医師 - ※3、医師以外 101.8%)
21～25年	55.5% (医師 73.6%、医師以外 100.1%)
16～20年	50.5% (医師 77.3%、医師以外 91.5%)
11～15年	66.2% (医師 94.0%、医師以外 102.0%)
6～10年	72.5% (医師 89.9%、医師以外 100.3%)
1～5年	74.0% (医師 94.9%、医師以外 99.0%)

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員において、男性職員に占める医師の割合は約34%であり、女性職員に占める医師の割合（約4%）と比較して高く、また、医師の給与水準は高いことから、相対的に男女の差が大きくなる。
- ・※1 本庁部局長・次長相当職に女性医師はいない。
- ・※2 本庁係長相当職に医師はいない。
- ・※3 勤続年数36年以上及び26～30年の女性医師はいない。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。